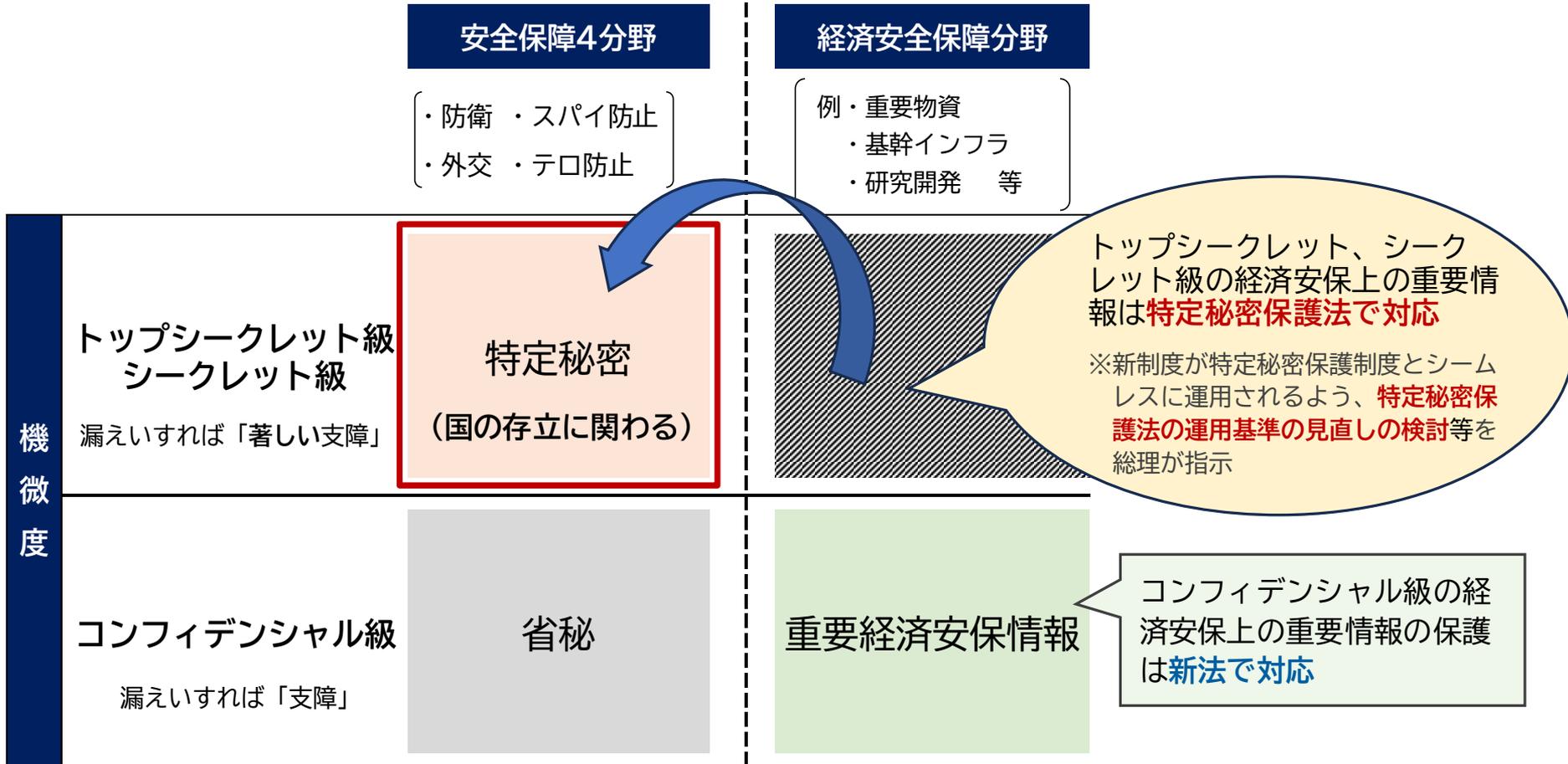
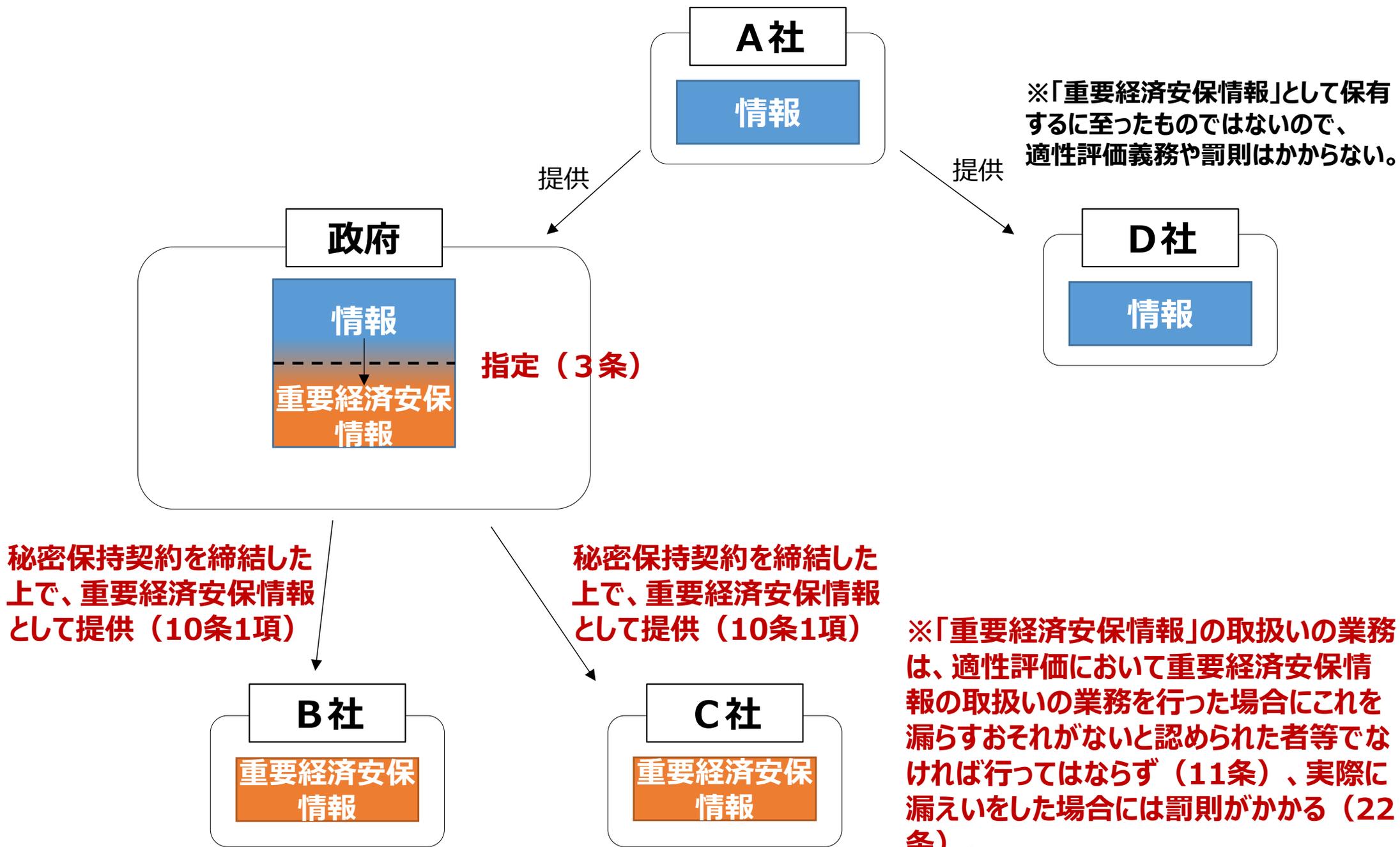


特定秘密と重要経済安保情報の比較



【参考】民間提供情報を重要経済安保情報に指定した場合にその効果が及ぶ範囲



「特定秘密保護法」と「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案」との比較

(条文は引用ではない場合がある。ゴシック体の箇所は主な相違点)

主な項目	特定秘密保護法	重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案
総則		
目的	<p>この法律は、国際情勢の複雑化に伴い我が国及び国民の安全の確保に係る情報の重要性が増大するとともに、デジタル社会の発展に伴いその漏えいの危険性が懸念される中で、<u>我が国の安全保障（国の存立に関わる外部からの侵略等に対して国家及び国民の安全を保障することをいう。</u>以下同じ。）に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該情報の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって我が国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。（第1条）</p>	<p>この法律は、国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大している中で、<u>重要経済基盤に関する情報であって我が国の安全保障（外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障することをいう。</u>以下同じ。）を確保するために特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該情報の保護及び活用に関し、<u>重要経済安保情報の指定、我が国の安全保障の確保に資する活動を行う事業者への重要経済安保情報の提供、重要経済安保情報の取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって我が国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。（第1条）</u></p>
安全保障の定義	<p>「安全保障」について、「<u>国の存立に関わる外部からの侵略等に対して国家及び国民の安全を保障すること</u>」と定義している。（第1条）【衆議院修正により定義を追加】</p>	<p>「安全保障」について、「<u>外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障すること</u>」と定義している。（第1条）</p>
保護の対象とする情報の要件		
対象とする情報の要件	<p>① 当該行政機関の所掌事務に係る別表に掲げる事項に関する情報であって、 ② 公になっていないもののうち、 ③ その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるお</p>	<p>① 当該行政機関の所掌事務に係る重要経済基盤保護情報であって、 ② 公になっていないもののうち、 ③ その漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれが</p>

主な項目	特定秘密保護法	重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案
	<p>それがあるため、 特に秘匿することが必要であるもの (特別防衛秘密を除く)(第3条第1項)</p>	<p>あるため、 特に秘匿することが必要であるもの (特別防衛秘密・特定秘密を除く)(第3条第1項)</p>
<p>要件①で掲げられている情報の範囲</p>	<p>別表に掲げる事項に関する情報(第3条第1項)とは、以下のとおり。</p> <p>① 防衛に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究 ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報 ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力 ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究 ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量 ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法 ト 防衛の用に供する暗号 チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの、の仕様、性能又は使用方法 リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの、の製作、検査、修理又は試験の方法 ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途(へに掲げるものを除く。) <p>② 外交に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容のうち、国民の生命及び身体保護、領域の保全その他の安全保障に関する重要なもの ロ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針(①イ若しくはニ、③イ又は④イに掲げるものを除く。) ハ 安全保障に関し収集した国民の生命及び身体保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報又は条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報(①ロ、③ロ又は④ロに掲げるものを除く。) ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力 ホ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号 <p>③ 特定有害活動の防止に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 特定有害活動による被害の発生若しくは拡大の防止(以下この号において「特定有害活動の防止」という。)のための措置又はこれに関する計画若しくは研究 ロ 特定有害活動の防止に関し収集した国民の生命及び身体保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報 ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力 ニ 特定有害活動の防止の用に供する暗号 	<p>重要経済基盤保護情報(第3条第1項)とは、重要経済基盤(重要なインフラの提供体制、重要な物資のサプライチェーン)に関する以下の情報をいう。</p> <p>① 外部から行われる行為から保護するための措置又はその計画・研究</p> <p>② 脆弱性、革新的な技術等の重要な情報であって安全保障に関するもの</p> <p>③ ①の措置に関し収集した外国の政府・国際機関からの情報</p> <p>④ ②③に掲げる情報の収集整理又はその能力 (第2条第3項・第4項)</p>

主な項目	特定秘密保護法	重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案
	<p>④ テロリズムの防止に関する事項</p> <p>イ テロリズムによる被害の発生若しくは拡大の防止（以下この号において「テロリズムの防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究</p> <p>ロ テロリズムの防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報</p> <p>ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力</p> <p>ニ テロリズムの防止の用に供する暗号</p> <p>【衆議院修正により別表に掲げる事項を明確化】</p>	
保護の対象とする情報の取扱者の制限		
情報の取扱者の制限の例外	<p>ただし、次に掲げる者については、適性評価を受けることを要しない。</p> <p>一 行政機関の長</p> <p>二 国務大臣（前号に掲げる者を除く。）</p> <p>三 内閣官房副長官</p> <p>四 内閣総理大臣補佐官</p> <p>五 副大臣</p> <p>六 大臣政務官</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、職務の特性その他の事情を勘案し、適性評価を受けることなく特定秘密の取扱いの業務を行うことができるものとして政令で定める者（第11条ただし書）</p>	<p>ただし、次に掲げる者については、適性評価を受けることを要しない。</p> <p>一 行政機関の長</p> <p>二 国務大臣（前号に掲げる者を除く。）</p> <p>三 内閣官房副長官</p> <p>四 内閣総理大臣補佐官</p> <p>五 副大臣</p> <p>六 大臣政務官</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、職務の特性その他の事情を勘案し、適性評価を受けることなく重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができるものとして政令で定める者（第11条第1項ただし書）</p>
雑則		
内閣総理大臣の指揮監督等	<p>内閣総理大臣は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関し、その適正を確保するため、運用基準に基づいて、<u>内閣を代表して行政各部を指揮監督</u>するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施が当該基準に従って行われていることを確保するため、必要があると認めるとき</p>	<p>内閣総理大臣は、重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定が運用基準に従って行われていることを確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長（会計検査院を除く。）に対し、重要経済安保情報である情報を含む資料の提出及び説明を求め、並びに重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並び</p>

主な項目	特定秘密保護法	重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案
	<p>は、行政機関の長（会計検査院を除く。）に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出及び説明を求め、並びに特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施について<u>改善すべき旨の指示</u>をすることができる。</p> <p>（第 18 条第 4 項）【衆議院修正により追加】</p>	<p>に<u>適合事業者の認定</u>について<u>必要な勧告</u>をし、又はその勧告の結果とられた措置について<u>報告を求め</u>ることができる。</p> <p>（第 18 条第 3 項）</p>
国会への報告等	<p>政府は、毎年、第 18 条第 3 項による有識者の意見を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について国会に報告するとともに、公表するものとする。（第 19 条）【衆議院修正により追加】</p>	<p>（該当する規定なし）</p>
罰則（主なもの）		
情報を漏えいした者に対する罰則	<p>特定秘密の取扱いの業務に従事する者がその業務により知得した特定秘密を漏らしたときは、10 年以下の懲役（拘禁刑※）に処し、又は情状により 10 年以下の懲役（拘禁刑）及び 1,000 万円以下の罰金に処する。</p> <p>特定秘密の取扱いの業務に従事しなくなった後においても、同様とする。（第 23 条第 1 項）</p> <p>※「懲役」及び「禁錮」を廃止し、「拘禁刑」を創設すること等を内容とする「刑法等の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 67 号）が成立し、令和 4 年 6 月 17 日に公布された。令和 7 年 6 月 1 日に施行される。</p>	<p>重要経済安保情報の取扱いの業務に従事する者がその業務により知り得た重要経済安保情報を漏らしたときは、5 年以下の拘禁刑若しくは 500 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>重要経済安保情報の取扱いの業務に従事しなくなった後においても、同様とする。（第 22 条第 1 項）</p>
法人に対する罰則	<p>（該当する規定なし）</p>	<p>法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その業務に関して、違反行為（情報の漏えい、不正取得）をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人等に対し、各本条の罰金刑を科する。（第 27 条第 1 項）</p>